

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
胎内市	(略) 特別養護老人ホーム 胎内まごころの里	(略) 胎内市築地 3715番地3	胎内市	(略) 特別養護老人ホーム 胎内まごころの里	(略) 胎内市築地 3715番地3
	特別養護老人ホーム 胎内まごころの里きのと	胎内市大出730番地1			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。